

川崎市上下水道局プロポーザル方式事務取扱要綱

(平成19年12月7日19川水総契第650号)

(趣旨)

第1条 上下水道局が発注する業務（以下「業務」という。）において、プロポーザル方式により受託者として最も適した者（以下「受託適格者」という。）の特定を行う場合の事務取扱については、川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号。以下「契約規程」という。）、川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（令和7年川崎市上下水道局規程43号）その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) プロポーザル方式 一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、当該業務に係る実施体制、技術提案等に関する技術提案書（第1号様式。以下「提案書」という。）の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、当該業務の受託適格者を特定する方式をいう。

(2) 公募型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認めた者から提案を受ける方式をいう。

(3) 指名型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名業者から提案を受ける方式をいう。

(対象)

第3条 業務を発注しようとする所管課長（川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年川崎市水道局規程第9号）第1条に規定する課、これに相当する

組織及び管理者が指定する組織の長並びに室の担当課長をいう。以下同じ。

）は、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札によらず、プロポーザル方式により受託適格者の特定を行うことができる。

(1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務

(2) 所管において発注仕様を定めることが困難等標準的な業務の実施手続が定められていない業務

(3) その他プロポーザル方式により受託適格者の特定を行うことが適当であると認められる業務

2 プロポーザル方式を実施する場合は、公募型プロポーザル方式で実施するものとする。ただし、事業の性質や目的から公募型プロポーザル方式が適さないと認められる場合又は提案者が限定され、広く一般に提案を求める必要がないと認められる場合には、指名型プロポーザル方式で実施することができる。

(提案資格)

第4条 所管課長は、プロポーザル方式により受託適格者の特定を行おうとするときは、発注する契約ごとに、次の各号に定める事項を当該業務に係る提案資格として定めるものとする。

(1) 契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日63川財工第166号）による指名停止期間中でないこと。

(3) 当該契約年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、当該契約に対応するとして定めた委託業務の業種・種目で登録されている者であること。

(4) その他実績等必要と認める事項

(事前審査)

第5条 所管課長は、プロポーザル方式により受託適格者の特定を行おうとするときは、あらかじめ川崎市上下水道局指名業者選定要綱（昭和51年3月29日51川水総調第13号）第4条に規定する指名業者選定委員会（以下「指名委員会」という。）において付議し、承認を得なければならない。

2 指名委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）受託適格者の特定をプロポーザル方式により行うことの適否
 - （2）プロポーザル方式の実施方法
 - （3）実施要領
 - （4）評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱等受託適格者の特定に必要な事項の設定
 - （5）公募型プロポーザル方式による場合における提案資格の決定
 - （6）指名型プロポーザル方式による場合における提案書の提出を要請する者の選定
 - （7）その他必要と認める事項
- （評価委員会）

第6条 前条の規定によりプロポーザル方式によることを決定した場合は、当該業務を所管する部長（以下「所管部長」という。）は評価委員会を設置する。

2 評価委員会の構成は次のとおりとする。

- （1）委員長及び3名以上の委員をもって構成し、委員長は所管部長をもって充てる。
- （2）委員は、業務を所管する部の課長級以上の職員をもって充てる。
- （3）委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その他委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。

3 評価委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 提案者に対するヒアリング

(2) ヒアリングの内容及び提案書に対する審査及び評価

4 事業の目的、内容、性質等を考慮し、評価基準や提案の評価について、専門的な知見が必要と見込まれる場合は、学識経験者等からの意見を聴取するよう努めなければならない。

(実施の公表)

第7条 所管課長は、公募型プロポーザル方式により受託適格者の特定を行うおとるときは、次に掲げる事項を、本市ホームページへの掲示等の方法により公告するものとする。

(1) 業務の名称、内容及び履行期間

(2) 提案資格

(3) 評価基準

(4) 担当課

(5) プロポーザル参加意向申出書（第2号様式。以下「参加意向申出書」という。）の交付期間、場所及び方法

(6) 提案資格確認結果通知書（第3号様式）の交付期間、場所及び方法

(7) 提案書の提出期限、場所及び方法

(8) 使用する言語及び通貨

(9) 契約書作成の要否

(10) 関連情報を入手することができる窓口

(11) 評価が同点となった場合の措置

(12) その他必要と認める事項

2 前項の規定に基づき本市ホームページに公表する場合は、所管課長は、CMSの特殊テンプレートを用いて行うこととする。

(参加意向申出)

第 8 条 公募型プロポーザル方式において提案書を提出しようとする者は、プロポーザル参加意向申出書及び必要書類を提出しなければならない。

(提案資格の確認等)

第 9 条 所管課長は、参加意向申出書を提出した者について、第 4 条に規定する要件に該当する者（以下「提案資格者」という。）であることの確認を行い、その結果を提案資格確認結果通知書（第 3 号様式）により通知する。

2 前項の確認の結果、提案資格が認められなかった者に対する通知には、提案資格を認められなかった理由を記載するものとする。

3 前項により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由についての説明を求めることができるものとする。

(参加業者の指名)

第 10 条 所管課長は、指名型プロポーザル方式により受託適格者の特定を行うおうとするときは、第 4 条に規定する要件に該当すると認めた者（以下「指名参加者」という。）を選定し、プロポーザル参加指名通知書（第 4 号様式）を送付し通知する。

(提出要請)

第 11 条 所管課長は、指名参加者に対し、提案書の提出を要請する。

2 所管課長は、必要があると認めるときは、指名参加者に対し個別に説明を行うものとする。

(提案書の提出等)

第 12 条 指名参加者は、所管課長が指定する期限までに、必要な書類を添えて提案書を提出するものとする。

2 評価委員会は、提案書の提出があったときは、提案内容についてのヒアリングを行うものとする。

(提案資格の喪失等)

第13条 提案資格者又は指名参加者が、契約を締結するまでの間において次の各号のいずれかに該当するときは、提案資格を失うものとし、提案資格を失う者（以下「提案資格喪失者」という。）が既に提出した提案書は無効とする。

（1）第4条に規定する要件に該当しないこととなったとき。

（2）提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

2 所管課長は、提案資格喪失者に対し、提案資格を失う旨及びその理由を提案資格喪失通知書（第5号様式）により通知する。

3 提案資格喪失者は、提案資格を失う理由について書面による説明を求めることができる。

（受託適格者の特定）

第14条 評価委員会は、ヒアリングの内容及び提案書に対する審査及び評価に基づいて、受託適格者を特定する。

2 所管課長は、前項の結果について、提案者に対し結果通知書（第6号様式）により通知する。

3 受託適格者として特定された者以外の者は、特定されなかった理由について書面による説明を求めることができる。

（提案者が多数見込まれる場合の措置）

第15条 提案者が多数あり、受託適格者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき、提案書の事前評価を行い、当該基準を満たした提案書についてのみ、提案書の内容の審査及び評価を行うことができる。

（報告）

第16条 所管課長は、前条により特定した受託適格者について、評価結果等を指名委員会に付議し承認を得なければならない。

(契約交渉)

第 17 条 受託適格者に対し、当該委託契約に係る契約締結の交渉を行うものとする。この場合において、予定技術者等の内容の変更は原則認めないものとする。

(特定結果の公表)

第 18 条 プロポーザル方式による受託者の特定結果については、本市ホームページに公表するものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日 21 川水総契第 1176 号)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 28 日 29 川上総管第 3032 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 30 日 2 川上経管第 2845 号)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 12 月 25 日 7 川上総財第 1843 号)

この要綱は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 2 月 17 日 7 川上総財第 2197 号)

この要綱は、令和 8 年 2 月 18 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 7 月 9 日 8 川上総財第 505 号)

この要綱は、令和 8 年 7 月 9 日から施行する。

第 1 号様式

技 術 提 案 書

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

業者コード ()

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の件について、技術提案書を提出します。

件名：

連絡担当者

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail

第 2 号様式

プロポーザル参加意向申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

業者コード ()

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 印

年 月 日付けで公告された次の件について、プロポーザルに参加を
申し込みます。

件名：

連絡担当者

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail

第3号様式

提案資格確認結果通知書

年 月 日

様

川崎市上下水道事業管理者

年 月 日付けで公告した次の件について、提案資格確認結果を通知します。

1 件名：

2 提案資格の有無

(1) 資格を有することを認めます。

(2) 次により、資格を有することが認められません。

理由：

担当課

電 話

F A X

E-mail

第4号様式

プロポーザル参加指名通知書

年 月 日

様

川崎市上下水道事業管理者

次により、プロポーザルを行いますので、参加されたく通知します。

- 1 業務の名称、内容及び履行期間
- 2 評価基準
- 3 担当課
- 4 プロポーザル参加意向申出書の交付期間、場所及び方法
- 5 提案書の提出期限、場所及び方法
- 6 使用する言語及び通貨
- 7 契約書の作成の要否
- 8 関連情報を入手することができる窓口
- 9 評価が同点となった場合の措置
- 10 その他必要と認める事項

担当課

電 話

F A X

E-mail

第5号様式

提案資格喪失通知書

年 月 日

様

川崎市上下水道事業管理者

年 月 日付けで公告した次の件について、貴社は提案資格を喪失したので通知します。

1 件名：

2 提案資格喪失の理由

担当課

電 話

F A X

E-mail

結 果 通 知 書

年 月 日

様

川崎市上下水道事業管理者

貴社から提出があった次の件の技術提案書等の内容について、審査結果を次のとおり通知します。

1 件名：

2 結果

(1) 受託適格者として特定しました。

契約等の手続につきましては、別途連絡します。

(2) 次の理由により受託適格者として特定しませんでした。

理由：

担当課

電 話

F A X

E-mail